（通則）

第百二条　法第四十条第一項及び第二項（これらの規定を法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第八十四条の三第一項の規定により作成すべきもの並びに法第四十一条第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により農林水産省令で定めるべき事項については、この節に定めるところによる。

（各事業年度に係る決算書類）

第百七条　（略）

2　法第四十条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）及び法第八十四条の三の規定により作成すべき事業報告等（事業報告を除く。）は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（通則）

第百三十七条　各事業年度ごとに組合（経済事業未実施非出資組合及び漁業生産組合を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき注記表については、この款に定めるところによる。

（通則）

第百五十五条　各事業年度ごとに組合（経済事業未実施非出資組合及び漁業生産組合を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき附属明細書については、この款に定めるところによる。

（通則）

第百五十九条　法第四十条第五項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査及び法第八十四条の三第八項の規定による監事の意見については、この節に定めるところによる。

2　（略）

（通則）

第百二条　法第四十条第一項及び第二項（これらの規定を法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により作成すべきもの並びに法第四十一条第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により農林水産省令で定めるべき事項については、この節に定めるところによる。

（各事業年度に係る決算書類）

第百七条　（略）

2　法第四十条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（通則）

第百三十七条　各事業年度ごとに組合（経済事業未実施非出資組合を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき注記表については、この款に定めるところによる。

（通則）

第百五十五条　各事業年度ごとに組合（経済事業未実施非出資組合を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき附属明細書については、この款に定めるところによる。

（通則）

第百五十九条　法第四十条第五項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査については、この節に定めるところによる。

2　（略）

（監事の監査報告の内容）

第百六十条　監事（特定組合及び漁業生産組合の監事を除く。以下この項及び第二項において同じ。）は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一～九　（略）

2・3　（略）

（監事の監査報告の通知期限等）

第百六十一条　特定監事（特定組合及び漁業生産組合の監事を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一～三　（略）

2～6　（略）

（決算書類の組合員又は会員への提供）

第百六十二条　理事（法第三十四条の二第三項（法第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の組合にあっては、経営管理委員）は、法第四十条第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員又は会員に対し、次の各号に掲げるもの（以下「提供決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

一～四　（略）

（監事の監査報告の内容）

第百六十条　監事（特定組合の監事を除く。以下この項及び第二項において同じ。）は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一～九　（略）

2・3　（略）

（監事の監査報告の通知期限等）

第百六十一条　特定監事（特定組合の監事を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一～三　（略）

2～6　（略）

（決算書類の組合員又は会員への提供）

第百六十二条　理事（法第三十四条の二第三項（法第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の組合にあっては、経営管理委員）は、法第四十条第七項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員又は会員に対し、次の各号に掲げるもの（以下「提供決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

一　決算書類

二　決算書類に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告

三　前条第四項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

四　決算書類に係る全国連合会の監査報告があるときは、当該監査報告

2～8　（略）

（総会議決事項となるその他の書類）

第百七十七条　法第四十八条第一項第六号（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項におい

2～8　（略）

（総会議決事項となるその他の書類）

第百七十七条　法第四十八条第一項第六号（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百